

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清 伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成30年4月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名
2. 出 席 委 員 16名にしてその氏名は次のとおり
1 番 沼部 清伸 2 番 高橋 誠一 3 番 高橋 善一
4 番 舩山 利美 5 番 安達 芳紀 6 番 小野 博
7 番 遠藤 敬一 8 番 佐藤 一志 9 番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
13番 大河原 清 14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
17番 黒澤 ちよ子
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局補佐 大坂 登啓
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付 議 事 件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第5号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報 第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 確 第2号 農地法第4条の規定による農地転用制限例
外の確認について
日程第7 議第17号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第8 議第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第9 議第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第10 議第20号 非農地証明願に対する可否について
日程第11 議第21号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について

小関事務局長 　ただ今上程されました報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 3,780 m²を賃借人の都合により合意解約するものです。

　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 2,317 m²を賃借人の希望により合意解約するものです。

　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■との賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 2,317 m²を転貸借のため合意解約するものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第6号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第6確第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました確第1号「農地法第4条の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものであります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■■■■が ▲▲字▲▲ 畑 111 m²を農業施設用地として利用しているため願出があったものです。

議長（沼部会長） 　ここで現地確認について11番錦郡昌之委員より報告をお願いします。

11番
(錦郡昌之委員) 4月18日にと私と大坂事務局長補佐の2名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長(沼部会長) これより本案件について質疑意見を求めます。

議長(沼部会長) ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り確認することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長(沼部会長) ………全員挙手………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り確認することに決しました。

議長(沼部会長) 次に日程第7議第17号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第17号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので、提案するものであります。
農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長(沼部会長) ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、平成27年7月22日に5条で一時転用許可になりました件の事業変更になります。
当初では、高速道路建設工事の地盤変状の観測用地にするための転用計画でしたが、開通にむけた仕上げ工事に入り水路整備工事用地として利用する事業に変更したため、事業計画変更の申し出があったものです。工期は、平成32年3月31日まで延長するものです。

議長(沼部会長) この案件について、質疑、意見を求めます。

………なしの声………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ……………全員挙手……………
全員と認めます。
よって本案件は変更申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第18号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転3件、賃貸借権設定3件、使用貸借権の移転が1件、合計7件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 田 合計1,469㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
2番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑 183㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。
3番につきましては、■■■■と■■■■の申請で▲▲字▲▲ 畑 74㎡について、贈与のため所有権移転したい旨の申し出があったものです。
4番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので ▲▲字▲▲ 田 787㎡について、新規の5年で12月31日支払 金納となっております。
5番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1,140㎡を新規の5年契約で、10月30日支払、金納となっております。
6番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計8,956㎡を新規の10年契約で、11月30日支払、金納となっております。
- 大坂事務局長補佐 7番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 6,254㎡ 畑 1,505㎡ 合計7,759㎡の使用貸借権の移転をするため申し出があったものです。

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し3件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が■■■■に▲▲字▲▲ 田 525㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
2番につきましては、■■■■が、■■■■に ▲▲字▲▲ 畑 合計5,408㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
3番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 244㎡を使用貸借権を設定し一般住宅を建築するため、申請があったものです。
- 大坂事務局長補佐 当該地は、農地区分第2種農地であります但既存敷地の拡張であり転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について11番錦郡昌之委員より報告をお願いします。

11番
(錦郡昌之委員)

4月18日に私と大坂事務局長補佐の2名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長 (沼部会長)

お諮りいたします。

これより議19号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長 (沼部会長)

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長 (沼部会長)

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長)

……………全員挙手……………

許可相当の意見を付することが全員と認めます。

よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長 (沼部会長)

次に日程第10議第20号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第20号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し3件ありましたので提案するものであります。

事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長 (沼部会長)

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 田 620.91 m² 畑 278 m² 合計 898.91 m² が、平成 7 年より資材置き場として利用し、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が 畑 合計 1,059.61 m² が、昭和 43 年より住宅及び牛舎敷地として利用し、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

3 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が畑 82 m² が、昭和 41 年より住宅を建築し、現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について 11 番錦郡昌之委員より報告をお願いします。

11 番
（錦郡昌之委員）

4 月 18 日に私と大坂事務局長補佐の 2 名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。
これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長）

……………全員挙手……………
全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第 11 議第 21 号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第21号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成30年4月11日付け農第43号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて、賃借権設定5件と、所有権移転1件、合計6件の農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

賃借権の設定5件につきまして、ご説明を申し上げます。

1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 3, 177㎡を再設定の10年契約で、物納となっております。

2番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 1543㎡を再設定の6年契約で、物納となっております。

3番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 836㎡外3筆、合計6500㎡を再設定の5年契約で、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2542㎡外3筆、合計4772㎡を再設定の3年契約で、物納となっております。

5番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 2061㎡外1筆、合計2580㎡を再設定の3年契約で、金納となっております。

所有権移転1件につきまして、ご説明を申し上げます。

■■■■から、■■■■へ ▲▲字▲▲ 田 4100㎡を所有権移転するもので、移転の時期は公告の日、支払い方法は、口座振込となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

………異議なしの声………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長）

始めに議第21号所有権移転の1番の案件について審議いたします。

ここで、2番高橋誠一委員の退席を求めます。

…………… 2 番高橋誠一委員退席（ときに午後 2 時 2 8 分） ……………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。
ここで、2 番高橋誠一委員の復席を求めます。

…………… 2 番高橋誠一委員復席（ときに午後 2 時 3 0 分） ……………

議長（沼部会長） これより議第 2 1 号賃借権設定 5 件について審議に入りますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成 3 0 年 4 月 1 8 日付け南農委告示第 4 号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後 2 時 3 1 分）